

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月20日

【会社名】 株式会社テクノ・セブン

【英訳名】 TECHNOL SEVEN CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 齊藤 征志

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号

【電話番号】 (03)3245局1431番

【事務連絡者氏名】 取締役 東 由久

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号

【電話番号】 (03)3245局1431番

【事務連絡者氏名】 取締役 東 由久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年12月19日開催の取締役会において、当社の事務機器事業を会社分割（吸収分割）の方法によって、ニッポー株式会社に承継させることに関し、基本合意の締結を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ニッポー株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 齊藤 征志
資本金の額	100百万円
純資産の額	189百万円
総資産の額	314百万円
事業の内容	事務機器等の販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：百万円)

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	909	915	886
営業利益	18	11	7
経常利益	41	62	59
当期純利益	24	37	35

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社テクノ・セブン	100%

提出会社との資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	相手会社は当社の100%出資の連結子会社であります。
人的関係	役員の兼任があります。
取引関係	取引関係があります。

(2) 吸収分割の目的

当社は、平成19年9月にニッポー株式会社を当社の100%連結子会社として設立し、タイムレコーダーなど「ニッポー」ブランドの事務機器の販売部門を分離致しました。本件会社分割の対象事業は、当社が事務機器事業として展開している、事務機器の設計、開発、製造及びカスタマー・サービス部門となります。

事務機器事業におきましては、オフィス環境のデジタル化、ネットワーク化が一段と進む中において、オフィス用事務機器に対するユーザーのニーズも多様化し、従来型の製品に加えネットワーク対応型の製品など、ユーザーの声を反映した新たな商品の企画、開発を迅速に行っていくことが課題となっています。このような中、当社における事務機器の設計、開発、製造及びカスタマー・サービス部門をニッポー株式会社に承継させることで、製造と販売を一体化し、製品開発のスピード・アップ、製品開発力の強化、製造コストの管理の徹底、販売・サービス力の強化を図ることが、事務機器事業の今後の展開において必要と判断致しました。さらに、ニッポー株式会社の下に、「ニッポー」ブランド製品の製造・販売を集約することで、事務機器分野において長年培ってきた「ニッポー」ブランドを再構築し、市場シェアの拡大、プレゼンス向上を目指してまいります。

当社は、システム事業、事務機器事業及び不動産事業の3事業を展開しており、平成25年3月期において、事務機器事業は当社売上高の55.7%を占めていますが、平成26年3月期にはシステム事業の伸長で50%台前半へと低下する見込みです。さらに、事務機器事業の売上高のほとんどがニッポー株式会社向けとなっており、当社が、システム事業及び不動産事業、ニッポー株式会社が事務機器事業に経営資源を集中することで、グループ内における各社の事業領域の明確化と、グループ全体の効率化が図られ、グループ価値の向上に寄与するものと判断致しました。なお、ニッポー株式会社は、当社の100%連結子会社であり、連結での事業部門別の売上高に与える影響は軽微です。

(3) 吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

会社分割の方法

当社を吸収分割会社、ニッポー株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行うことを予定しています。

吸収分割に係る割当ての内容

当社は、ニッポー株式会社の発行済株式の全てを保有しているため、ニッポー株式会社は、本会社分割に際して、当社に対して株式等その他の財産の交付を行わない予定です。

その他の吸収分割契約の内容

a) 会社分割の日程

平成25年12月19日 : 基本合意書の締結

平成26年1月下旬(予定) : 吸収分割契約書承認取締役会

平成26年1月下旬(予定) : 吸収分割契約書締結

平成26年4月1日(予定) : 吸収分割予定日(効力発生日)

(注) 本会社分割は、当社においては会社法第784条第3項の規定による簡易吸収分割に該当し、分割承継会社においては会社法第796条第1項の規定による略式吸収分割に該当するため、それぞれ、株主総会の承認を経ずに行う予定です。

b) 会社分割により増加する資本金

該当事項はありません。

c) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

d) 承継会社が承継する権利義務

承継対象資産・負債・契約範囲等の詳細については、未定です。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 吸収分割後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ニッポー株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 齊藤 征志
資本金の額	100百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	事務機器の設計・開発・製造、事務機器等の販売

以上